

平成29年度

年 次 報 告

公害等調整委員会

この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）
第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の平成 29 年度（平成 29
年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国
会に対して報告するものである。

平成29年度公害等調整委員会年次報告 概要

TOPIC 公害紛争処理における調停機能の活用 ⇨ P 1・2

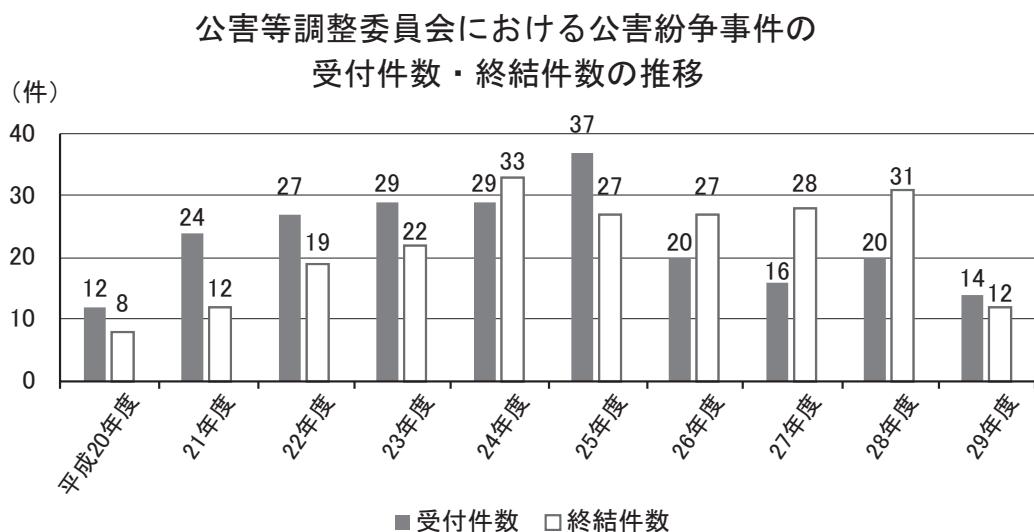
公害等調整委員会における調停の活用事例を紹介

- 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件
平成29年3月までに廃棄物等を搬出
- 低周波音に関する公害紛争事件
都市型・生活環境型公害における職権調停の活用

公害紛争の処理状況

⇨ P 3～7

平成29年度	【係属】 35件	【受付】 14件	【終結】 12件
うち裁定事件	【係属】 32件	【受付】 12件	【終結】 11件



主な事件① 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

- 【申請人】 : 東京国際空港近隣において事業を営む法人5社
- 【被申請人】 : 国土交通大臣
- 【申請理由】 : 空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じるため
- 【調停を求める事項】 : 空港A滑走路を、一切の航空機の北側方向からの着陸に供用しないことなど
- ⇒ 調停委員会を設け、6回の調停期日を開催するなど手続中

平成29年度公害等調整委員会年次報告 概要

主な事件② 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

【申請人】 : 養鯉場を経営する法人 1 社

【被申請人】 : 栗東市

【申請理由】 : 申請人が操業する養鯉場で生じた錦鯉の大量死は、養鯉場の取水口上流の林道工事で使用された土質改良材によるものであるという因果関係の判断を求めるため

【裁定を求める事項】 : 上記因果関係の判断

⇒ 裁定委員会を設けて手続中

近年の特徴

⇒ P 8

① 騒音をめぐる事件の増加

平成29年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の占める割合は約 7 割

② 調停事件から裁定事件への変化

平成29年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約 9 割

③ 小規模事件の増加

都市型・生活環境型紛争の増加に伴い、比較的小規模な事件が多い傾向

④ 原因裁定嘱託事件の増加

平成29年度には、受訴裁判所からの嘱託を 3 件受付（過去最多）

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 19~21

① 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定申請事件

平成29年度 【係属】 5 件 【受付】 2 件 【終結】 1 件

② 土地収用等に係る審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会

平成29年度 【係属】 30 件 【受付】 3 件 【終結】 5 件

【参考】 公害等調整委員会の概要

(1) 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

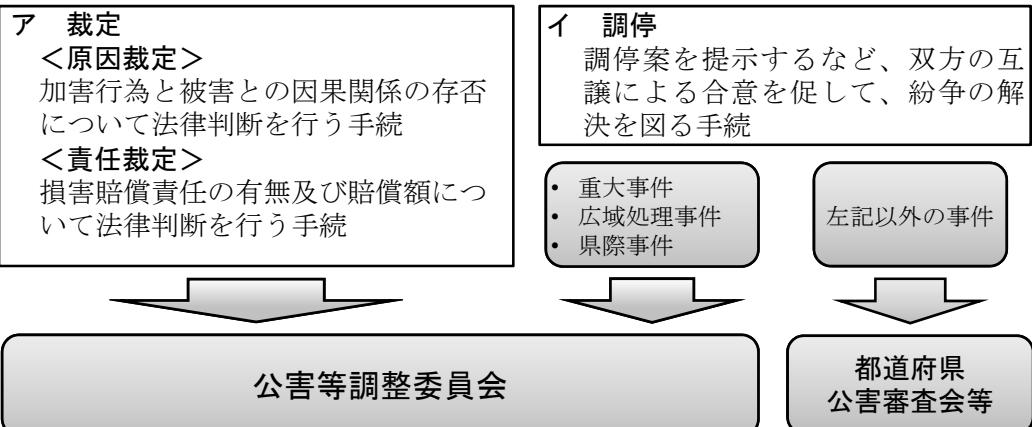
(2) 委員構成

- ・委員長1名、委員6名
両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- ・事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる
※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

(3) 任務

① 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る



※ このほか、公害苦情処理のため、都道府県及び市区町村に相談窓口を設置

② 土地利用調整

- ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定
- イ 土地収用等に係る審査請求に関する意見照会への回答

- 公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告

平成29年度 公害等調整委員会年次報告

目 次

TOPIC 「公害紛争処理における調停機能の活用」	1
第1章 公害紛争の処理状況	3
1 平成29年度の公害紛争の処理状況	3
(1) 平成29年度に終結した主な事件	3
(2) 係属中の主な事件	4
2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組	8
(1) 近年の特徴及び課題	8
(2) 事件処理における取組	10
(3) 周知・広報活動の取組	13
3 都道府県・市区町村との連携	14
(1) 都道府県・市区町村との情報共有	14
(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	16
(3) 都道府県・市区町村で受け付けた公害苦情	16
第2章 土地利用の調整の処理状況	19
1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	19
(1) 平成29年度の処理状況	19
(2) 係属中の主な事件	19
(3) 周知・広報活動の取組	20
2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等	20

図表目次

表 1 平成29年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧	5
表 2 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況	7
表 3 平成29年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の専門委員の任命 状況	11
表 4 平成29年度における主な現地調査の実施状況	12
表 5 平成29年度における現地期日の開催状況	12
表 6 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況	15
表 7 平成29年度に都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	16
図 1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	17
図 2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合	17
表 8 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	18
表 9 平成29年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る土地利用の調整関係 事件一覧	19

TOPIC 公害紛争処理における調停機能の活用

公害等調整委員会では、損害賠償責任の有無や加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行う「裁定」を多く扱っていますが、委員が第三者として当事者の話合いを精力的に調整し、双方の互譲によって紛争を解決する「調停」も公害紛争の迅速・適正な解決に大きな役割を果たしています。調停には、紛争の実情に応じた柔軟な解決が図られるだけでなく、手続を通じて両当事者の相互理解が深まり、円満な紛争解決につながるという利点もあります。発覚当時大きな社会問題となり、調停により解決を図った事件が平成 29 年 3 月、一つの節目を迎えました。

○ 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

平成 5 年 11 月 11 日、香川県小豆郡土庄町豊島の住民 438 人から、香川県、事業者等を相手方（被申請人）として、共同して産業廃棄物の不法投棄がされた処分地の一切の産業廃棄物を撤去すること及び連帯して各申請人に金 50 万円を支払うことを求める調停の申請がありました（県際事件のため、公害等調整委員会が管轄しました。）。

産業廃棄物の不法投棄を行った事業者が事実上廃業している状況下で、香川県が本調停の主な相手方となり、6 年以上に及ぶ話合いを経て、香川県と申請人との間で、廃棄物及び汚染土壤を平成 28 年度末までに搬出すること、地下水等を浄化すること等が合意され、12 年 6 月 6 日に調停が成立しました。その後、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に基づき、香川県が「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」を定めてその実施主体となり、廃棄物等の撤去が始まりました。

調停条項で定められた期限を目前にした平成 29 年 3 月 28 日、約 91 万トンに及ぶ廃棄物等の搬出が完了し、同年 6 月 12 日に直島における処理も終了しました（28 年度末までの香川県による処理事業費用の総額は約 725 億円）。

本調停では、調停成立に向け、専門委員の活用、職権調査等、公害紛争処理制度の利点が最大限にいかされるとともに、当委員会は、調停成立後も住民（申請人）側及び香川県側から成る「豊島廃棄物処理協議会」等への職員の派遣等を通じ、調停条項に基づく措置の実施状況を確認してきました。今後は、関連施設の撤去と地下水等の浄化対策、搬出完了後に発見された廃棄物等の処理といった課題が残されているところですが、今後とも、調停の過程で築かれた住民と香川県との信頼関係を基礎として、両者の協力によって課題が解決され、一刻も早く豊島が元の美しい自然の姿を取り戻すことが期待されます。

【事件年表】

平成 5 年 11 月	豊島住民から香川県、事業者等に対し調停を求める申請
平成 6 年 3 月	第 1 回調停期日（終結までに 37 回開催）
平成 6 年 12 月	公害等調整委員会による処分地の実態調査開始
平成 9 年 7 月	豊島住民と香川県との中間合意が成立
平成 12 年 6 月	豊島住民と香川県との調停が成立 ※19 の排出事業者との調停も順次成立（総額約 3.8 億円の解決金支払）
平成 15 年 4 月	豊島から直島への廃棄物等の搬出を開始
平成 29 年 3 月	豊島から直島への廃棄物等の搬出が完了

【現在の豊島】 写真提供：香川県



事件の詳細については、http://www.soumu.go.jp/main_content/000126327.pdf を御覧ください。

調停については、裁定の過程で両当事者間の合意による解決が可能と見込まれる場合において、職権で調停手続に移行するという形でも行われています（職権調停）。産業型公害から都市型・生活環境型公害へと公害の特徴が変化する中で、近隣で生活する当事者双方の関係性を背景に、円満・迅速な解決及び当事者の合意に基づく柔軟な解決が実現する職権調停が効果的に活用されています。

○ 低周波音に関する公害紛争事件

近年、低周波音^{※1}に関する被害の申出が増加しています。平成13年10月23日に申請された、空調室外機等から発生する低周波音を含む騒音について防音対策等を求めた「清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件」を端緒として、特に21年度以降、毎年公害等調整委員会において、裁定を主とする低周波音に関する公害紛争事件の申請を受け付けています^{※2}。

裁定事件係属後は、当事者の主張立証について検討を重ね、裁定委員会が必要と認めた場合には、低周波音の大きさ（音圧）の測定、当事者の体感と音源となる機器の稼働状況とを照合する体感調査等を行い、専門委員の専門的・技術的知見を活用するなどして、解決に向けて必要な論点整理を行います。

裁定に当たっては、こうした調査の結果も踏まえて判断がなされますが、発生した低周波音の音圧等の状況が明らかになることで、両当事者が互譲の姿勢を示し、職権調停が成立する事件もあります。職権調停により、当初の裁定申請事項では検討されていなかった内容（防音対策や音源機器の移設等）を調停条項に盛り込むなど、当事者の合意を尊重した柔軟な解決が図られ、公害紛争解決に大いに貢献しています。

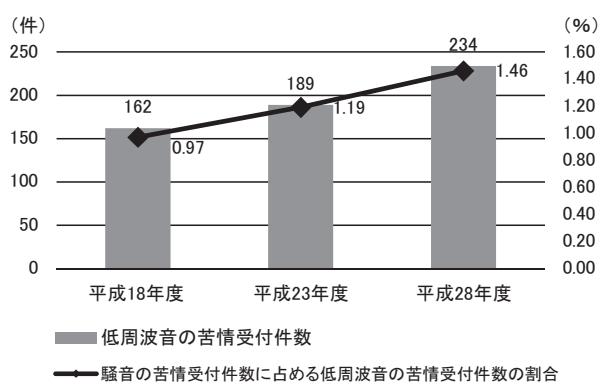
※1 我が国ではおおむね1～100Hzの音を低周波音といいます。可聴音に加え、一般に人が聞くことができない20Hz以下の超低周波音を含みます。

※2 調停事件については、いわゆる重大事件・広域処理事件・県際事件を除き、都道府県公害審査会等が管轄するため、公害等調整委員会では近年主に裁定事件を処理しています。

【測定の様子（イメージ）】



【低周波音に関する公害苦情受付件数の推移】



出典：公害等調整委員会公害苦情調査

第1章 公害紛争の処理状況

1 平成29年度の公害紛争の処理状況

平成29年度に公害等調整委員会（以下単に「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された21件（裁定事件20件（責任裁定事件12件、原因裁定事件8件）、調停事件1件）と、29年度に新たに受け付けた14件（裁定事件12件（責任裁定事件7件、原因裁定事件5件）、調停事件1件、義務履行勧告事件1件）の計35件である。このうち、12件が平成29年度中に終結し、残り23件は30年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、平成26年度20件、27年度16件、28年度20件、29年度14件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 平成29年度に終結した主な事件

ア 横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

平成26年7月4日、神奈川県横浜市の住民2人から、隣人を相手方（被申請人）として、申請人らに生じている不眠症及びめまい症等の健康被害は、被申請人が自らの所有する土地に設置した給湯機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求める申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、給湯機から発生する騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成29年6月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

イ 川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件

平成29年3月13日、神奈川県川崎市の住民2人から、隣接する幼稚園を経営する学校法人を相手方（被申請人）として、申請人らは、幼稚園から発せられる人声、楽器及び機械音の騒音により、平穏で落ち着いた生活を妨げられ、窓を開けられない生活を強いられるなど、長年にわたり精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計451万円等の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、幼稚園の防音設備及び幼稚園から発せられる騒音と精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成29年12月8日、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したこところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

ウ 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

平成25年4月11日、宮城県大崎市に居住していた住民2人から、電子部品製造会社2社を相手方（被申請人）として、被申請人ら工場の排気のために、工場周辺に居住していた申請人らは全身の皮膚炎、頭痛、吐き気等の健康被害を受け、また、避難のために転居を余儀なくされたとして、被申請人らに対し、連帶して、損害賠償金合計8828万5561円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、当該工場の排気と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するため必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等や申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年3月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

平成28年9月9日、東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方（被申請人）として、本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機（4分から5分に1機）程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求める調停の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、6回の調停期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

イ 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

平成29年10月31日、滋賀県栗東市の法人1名から、栗東市を相手方（被申請人）として、申請人が経営する養鯉場において飼育していた錦鯉の大量死は、同養鯉場が取水をする河川の上流において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、同工事において使用した土質改良材の中和が不十分だったために強アルカリ性の水を発生させたことによるものである、との原因裁定を求める申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

ウ 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

平成29年12月4日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、和歌山地方裁判所御坊支部から、和歌山県由良町の住民1人（原告）が所有する建物に生じた傾斜等の損害と、由良町（被告）が実施した漁港整備工事における掘削工事及び浚渫（しゅんせつ）工事に伴う地盤沈下との間の因果関係の存否について原因裁定をすることの嘱

託があった。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、漁港整備工事の工事内容と地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

表1 平成29年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	H25. 4. 11	H30. 3. 27 棄却
	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 12. 26	
	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	26. 7. 4	29. 6. 27 棄却
	台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	27. 12. 9 29. 1. 12	29. 9. 22 調停成立
	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	27. 12. 25	
	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 2. 16 29. 1. 16	
	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	28. 5. 24	
	小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件	28. 7. 1	29. 5. 16 取下げ
	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	
	台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件	28. 10. 3	29. 6. 23 取下げ
	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 9	29. 12. 5 棄却
	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 16 29. 2. 8	30. 1. 19 調停成立
	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件	28. 12. 27 29. 6. 8	
	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	29. 2. 6	
	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等原因裁定申請事件	29. 2. 6	
	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	29. 3. 9	

裁 定 事 件	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	H29. 3. 13	H29. 12. 8 調停成立
	大田区における騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	29. 5. 19	30. 3. 15 調停成立
	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	29. 6. 20	
	富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件	29. 7. 4	
	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	29. 10. 31	
	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	29. 12. 4	
	兵庫県稻美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	29. 12. 11	
	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29. 12. 12	
	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	29. 12. 28	
	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	30. 2. 22	
調 停 事 件	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	30. 3. 1	
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30. 3. 30	
勧 告 事 件	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	28. 9. 9	
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件	30. 3. 30	
勧 告 義 務 履 行	横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	29. 6. 6	29. 10. 3 勧告
	合 計	35件 (14件)	12件

(注) 1 「合計」の()内の数字は、平成29年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請を1件受け付けた。

表2 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位:件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計				
	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済	
昭和																				
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7	
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19	
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47	
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45	
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70	
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80	
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107	
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59	
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71	
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56	
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68	
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77	
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56	
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28	
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27	
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14	
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7	
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14	
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2	
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	3	0	3	0	0	8	6	1	7	
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	0	2	0	5	0	0	19	12	5	14	
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	0	2	0	7	0	0	19	5	5	14	
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	16	2	2	14	
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20	
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24	
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9	
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9	
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7	
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9	
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10	
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13	
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11	
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12	
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12	
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14	
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18	
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30	
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38	
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45	
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41	
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51	
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44	
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32	
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21	
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23	
計	3	3	/	731	729	/	1	1	/	277 (105)	256 (97)	/	7	7	/	1,019	996	/		

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。

3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。

5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が平成29年度までに564件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴及び課題

公害紛争の処理状況について、近年見られる主な特徴及び課題は、以下のとおりである。

ア 係属事件の特徴

(ア) 騒音をめぐる事件の増加

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。

平成29年度は、その中でも航空機騒音に関する紛争、工場や近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が高くなっている。委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約7割、受付事件に占める騒音事件の割合が5割となっている。

(イ) 調停事件から裁定事件への変化

かつては、調停事件が委員会の各年度の受付件数の大半を占めていたが、近年は裁定事件がその大半を占めている（表2）。平成29年度に委員会に係属した事件は35件で、うち32件（約9割）が裁定事件となっている。

その要因の一つとして、公害紛争処理制度の一層の周知等により、地方公共団体と委員会との連携が図られつつあることが挙げられる。市区町村等が行う公害苦情処理や都道府県公害審査会（審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事。以下「都道府県公害審査会等」という。）が行う調停等では公害紛争の解決が困難な場合に委員会が行う裁判制度が利用できることなど、その意義や内容について当事者に情報提供等がなされたことにより、その活用が図られているものと考えられる。

(ウ) 小規模事件の増加

平成29年度は、前年度に引き続き、比較的小規模な事件が多く係属する傾向にあることが特徴の一つとなっている。

近年、都市型・生活環境型の紛争が増加しており、こうした事件を含め、市区町村による公害苦情処理では解決が困難な事件について、公害紛争処理制度の活用が図られていることが小規模事件の増加の一因と考えられる。

(エ) 原因裁定嘱託事件の増加

公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所は、委員会に対し、原因裁定を嘱託することができる（公害紛争処理法第42条の32）。

平成29年度に受け付けた原因裁定嘱託事件は3件であり、過去最多となった。裁判制度が創設された昭和47年度から平成28年度までに係属した原因裁定嘱託事件は5件であることに鑑みると、近年の裁判所に対する周知の取組（2(3)イ参照）の効果が現れたものと考えられる。

イ 近年の課題

社会経済活動の変化に伴い、住宅近隣の事業所や工事現場からの騒音や悪臭を始めとして、都市型・生活環境型の公害に係る紛争が増加しており、これに伴い、近年比較的小規模な事件が多く委員会に係属する傾向にある。

こうした事件では、相隣同士の互譲による円満解決を期して裁判手続から調停手続への移行（2(2)才参照）を検討するなど、紛争の実情を踏まえた手続の進行について、引き続き工夫していく必要がある。また、申請人が弁護士等の代理人を選任せぬ、申請人本人が自ら手続を行う本人申請の形がしばしば採られることから、円滑な手続のための対応（2(2)エ参照）を行うこととしている。公害紛争処理制度に対する潜在的なニーズも想定されることから、国民やその相談先となる地方公共団体その他の関係機関に対する制度の周知等に努め、制度の利用促進等の取組を継続していく必要がある。

(2) 事件処理における取組

近年係属した事件の特徴を踏まえ、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 現地調査等の充実

因果関係の解明が困難な紛争については、委員会が事実の調査等を行うことにより、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

専門的な知見の活用や公害紛争処理機関自らによる調査の実施は、民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特徴をなすものである。平成29年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査（表4）等を行った。

今後とも、適時適切な調査を一層充実させ、迅速かつ適正な事件解決を図ることとしている。

ウ 現地期日の開催

裁判・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、平成29年度は、必要性の認められた全ての審問期日（2回）について、現地期日を開催した（表5）。

エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものがしばしば見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得るように努め、円滑な紛争解決を図っている。

オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

平成29年度に終結した裁定事件（11件）のうち、6件が調停に付され、いずれも調停が成立した。

力 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、公害紛争処理手続において、裁判委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

平成29年度までに、2件の公害紛争事件において利用されている。

表3 平成29年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の専門委員の任命状況

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
裁 定 事 件	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	2人	衛生学、環境医学、労働衛生学、疫学 健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件		大気汚染対策、悪臭対策 騒音対策、騒音の心理評価
	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音
	台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音
	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音
	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	建築環境・設備

表4 平成29年度における主な現地調査の実施状況

事件名	実施年月	備考
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関する慰謝料額等変更申請	平成29年4月	現地調査
東京国際空港航空機騒音調停申請事件	平成30年3月	現地調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、調停委員長又は調停委員が被害発生地等に出向いて行う調査をいう。
2 「実施年月」欄は、被害発生地等を往訪した年月を記載している。

表5 平成29年度における現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成30年1月	大阪府 大阪市	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁判申請事件	第1回審問期日
平成30年2月	愛知県 名古屋市	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁判申請事件	第1回審問期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、平成29年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 公害苦情処理を担う市区役所等への周知

首都圏を中心に、公害苦情処理を担う全国の市区役所等を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

また、従来から都道府県等が行っている研修会に講師を派遣しており、平成29年度は栃木県、神奈川県、京都府及び大阪府の研修会において公害紛争処理制度等の講演を行った。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる旨の認知拡大を図った。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようとする上で、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、各都道府県の弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、司法修習生等と、公害紛争事件の効果的な解決策に関し、情報・意見交換を行った。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあっせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）を順次訪問し、公害紛争処理制度等の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

また、平成29年9月29日に開催された平成29年度各府省行政苦情相談連絡協議会において、公害紛争処理制度及び公害苦情相談制度について周知を図った。

エ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を平成29年5月、8月、11月及び30年2月の計4回作成し、委員会のホームページに掲載するとともに、各都道府県の担当者等に掲載されたページについて周知した。

オ その他

広報誌「総務省」平成29年11月号の「MIC NEWS」コーナーにおいて、公害紛争処理制度について紹介した。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県・市区町村との情報共有

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。

委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。一方、都道府県公害審査会等は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する（同法第24条第2項）こととされている。都道府県公害審査会等においては、平成29年度は80件の事件が係属し、43件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

また、市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応している。

委員会と都道府県・市区町村が、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない取組である。

委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、以下のとおり、相互の連携を図っている。

- ① 都道府県公害審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成29年度は、6月1日に第47回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、都道府県公害審査会等の事件処理や市区町村の公害苦情処理の実情等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（平成29年度は、10月下旬から11月中旬にかけて、第48回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。

- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し（平成29年度は、10月下旬から11月中旬にかけて、第42回会議を開催）、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報提供を行っている。

また、委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問合せ等も多数寄せられている。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携を図ることにより、問題の円滑な解決に努めている。

表6 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位:件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年 度 末 係 属 件 数
	合計	あつ せん	調停	仲裁	義務履行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和 45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
28	51	0	51	0	0	56	20	27	8	1	39
29	41	0	41	0	0	43	16	24	2	1	37
計	1,566	37	1,511	4	14	1,529	625	699	171	34	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あつせん」に含めた。

3 昭和56年度受付件数欄のあつせん1件は、職権によるあつせんである。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

都道府県公害審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、都道府県公害審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、都道府県公害審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

平成29年度に委員会に係属した事件のうち、都道府県公害審査会等に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、8件（表7）となっている。

表7 平成29年度に都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
千葉県 公害審査会	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	H25. 12. 26	
和歌山県知事	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	
神奈川県 公害審査会	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 16	H30. 1. 19
高知県 公害審査会	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	29. 2. 6	
高知県 公害審査会	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等原因裁定申請事件	29. 2. 6	
神奈川県 公害審査会	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	29. 3. 13	29. 12. 8
大阪府 公害審査会	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29. 12. 12	
広島県 公害審査会	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30. 3. 30	

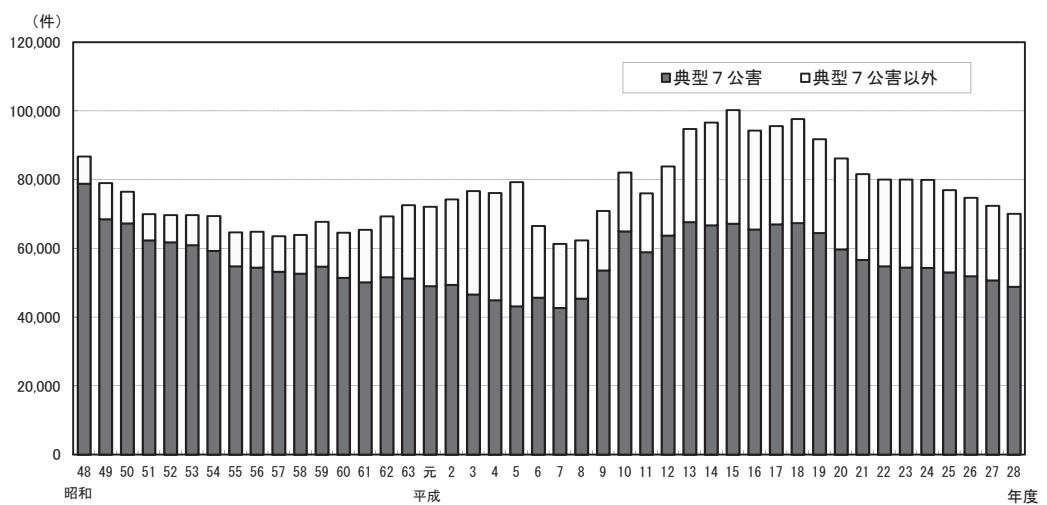
(3) 都道府県・市区町村で受け付けた公害苦情

平成28年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情は約7万件（図1・表8）であり、19年度以降10年連続で減少している。

公害苦情受付件数のうち、いわゆる「典型7公害」の苦情受付件数の内訳をみると、騒音及び大気汚染がそれぞれ3割を超えており、以下、悪臭、水質汚濁、振動、土壤汚染、地盤沈下の順となっている（図2）。

公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされるところであるが、いわゆる「典型7公害」に関する苦情については、その約7割を1週間以内に処理しているところであり、都道府県・市区町村においてその適切な処理に努めている。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



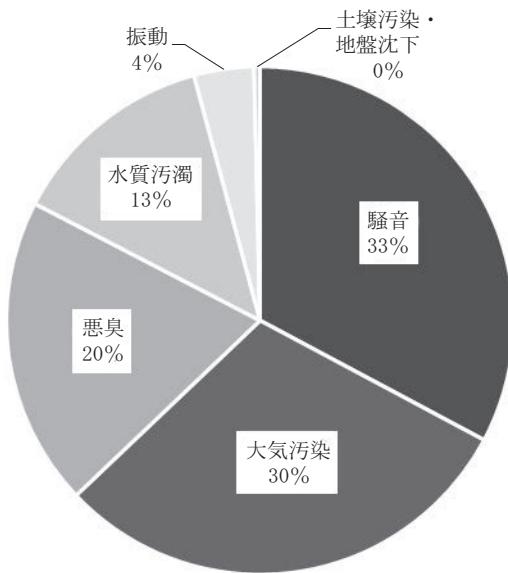
(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかつた地域

(青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村) の苦情件数が含まれていない。

(資料) 「平成28年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合（平成28年度）



(資料) 「平成28年度公害苦情調査」

表8 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移

(単位:件)

年 度	公害苦情受付件数	対前年度増減数	対前年度増減率(%)	公害苦情受付指指数 (昭和45年度=100)
昭和48年度	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9
21	81,632	-4,604	-5.3	128.7
22	80,095	-1,537	-1.9	126.3
23	80,051	-44	-0.1	126.2
24	80,000	-51	-0.1	126.1
25	76,958	-3,042	-3.8	121.3
26	74,785	-2,173	-2.8	117.9
27	72,461	-2,324	-3.1	114.2
28	70,047	-2,414	-3.3	110.4

- (注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
- 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
- (資料) 「平成28年度公害苦情調査」

第2章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 平成29年度の処理状況

平成29年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された3件と29年度に新たに受け付けた2件の計5件であり、うち1件が29年度中に終結し、4件が30年度に繰り越された（表9）。

表9 平成29年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る土地利用の調整関係事件一覧

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H28. 10. 27 29. 3. 30	
	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	29. 2. 20 29. 8. 24	
		29. 7. 14 (一部分離)	H29. 9. 29 却下
合 計		5 件	1 件

(2) 係属中の主な事件

ア 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長（処分庁）は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(イ) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年4月28日、参加させることを決定した。

(ウ) 手続等の概要

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期

日を開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

イ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年12月20日付けで、拒否処分を行い、また、同地内における森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、29年1月13日付けで、拒否処分を行った。

(イ) 申請の概要

処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、添付を求める書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、また、処分庁は、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、申請人は、当該書類は申請に当たって必要な添付書類には含まれないため、かかる拒否処分は違法なものであるとして、平成29年2月20日付けで同処分の取消しを求めて裁判を申請した。

その後、平成29年8月24日に、山形県遊佐町から、処分庁が岩石採取計画認可申請の拒否処分における町条例の有効性を主張する上で参加の必要があることを理由として参加の申立てがあり、裁判委員会は、同年9月5日、これを承認した。

(ウ) 手続等の概要

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁判委員会を設け、5回の審理期日を開催するなど手続を進めている。

また、裁判委員会は、平成29年7月14日、森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分の取消しを求める申請に係る審理手続を分離し、同年9月29日、同申請を却下するとの裁定を行い、本事件は一部終結した。

(3) 周知・広報活動の取組

リーフレット「鉱業等に関する行政処分に不服のある方へ」を作成の上、法テラス、総務省行政相談センター等に配布し、制度の周知を図った。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

平成29年度に委員会に係属した事案は、前年度から繰り越された27件と29年度に新たに受け付けた3件の計30件である。このうち、5件が平成29年度中に処理され、残りの25件は30年度に繰り越された。平成29年度に係属した30件は、全て土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案となっていいる。

また、平成29年度に新たに受け付けた事案は、全て収用委員会の裁決を不服とするものである。

なお、土地収用法第131条第1項に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答事務に当たっては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の趣旨を踏まえ、口頭で意見を述べる機会を付与する、主張書面等の提出及び提出資料の閲覧等を認める、回答の写しを審査請求人へ送付し回答の内容を公表するなど、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保に努めている。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

